10. 供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備（以下この別表において「特定設備」という。）に係る投資額（当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。）について、様式第１第７表により特定設備投資額明細表を整理すること。
11. ８．の規定により作成された超過利潤計算書及び10. の規定により作成された特定設備投資額明細表を基に、様式第１第８表により内部留保相当額管理表を作成すること。
12. 法第18条第１項の規定により認可を受けた託送供給等約款（同条第５項若しくは第８項の規定による変更の届出があったとき、又は法第19条第２項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の料金を設定した際に定めた原価算定期間が終了した事業者は、８．の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第１第９表により乖離率計算書を作成すること。
13. ６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第10表により離島供給収支計算書を作成すること。
14. ６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第11表によりインバランス収支計算書等を作成すること。

別表第11を削る。

別表第13中「第７条」を「第６条」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「様式第３第１表」を「様式第２第１表」に、「別表第４」を「別表第３」に、「様式第３第２表」を「様式第２第２表」に、「様式第３第３表」を「様式第２第３表」に、「様式第３第４表」を「様式第２第４表」に、「様式第３第５表」を「様式第２第５表」に改め、同表を別表第11とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第３

活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	一般管理費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	直課された各部門人員数比	—	直課された人員数比	—
給料手当	同上	—	同上	—
給料手当振替額（貸方）	同上	—	同上	—
退職給与金	同上	—	同上	—
厚生費	同上	—	同上	—
雑給	同上	—	同上	—
消耗品費	同上	—	同上	—
修繕費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—
補償費	—	直課された各部門補償費比	—	直課された人員数比
賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
損害保険料	—	直課された各部門損害保険料比	—	直課された人員数比
普及開発関係費	—	各部門費用比又は直課された各部門普及開発関係費比		
養成費	直課された各部門人員数比	—	直課された人員数比	—
研究費	—	直課された研究費比	—	直課された人員数比
諸費	—	直課された各部門人員数比	—	同上
固定資産税	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
雑税	—	直課された各部門雑税支出額比	—	直課された人員数比
減価償却費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
固定資産除却費	同上	—	同上	—
建設分担関連費振替額（貸方）	直課された各部門設備別帳簿原価比	—	—	直課された人員数比
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	各部門費用比	—	同上